

第 37 回納本制度審議会 会次第

◇ 日時 令和 4 年 11 月 25 日（金） 16 時開催

◇ 形式 Web 会議システムによるリモート開催

会次第

1. 委員委嘱の報告
2. 事務局からの報告（令和 3 年度資料収集状況、令和 3 年度出版物納入状況、令和 4 年度代償金予算及び令和 3 年度代償金支出実績、有償等オンライン資料の制度収集開始に向けた進捗）
3. 今後の日程について

(資料 1) 納本制度審議会委員名簿	1
(資料 2) 国立国会図書館の資料収集状況（令和 3 年度末時点）	2
(資料 3) 資料別納入実績（最近 3 年間）	3
(資料 4) 納入出版物代償金 予算額と支出実績（最近 5 年間）	4
(資料 5) 有償等オンライン資料の制度収集開始に向けた進捗について	5-6
(資料 6) 国立国会図書館法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 57 号）	7
(資料 7) 国立国会図書館法等の一部を改正する法律（新旧対照表）	8-10
(資料 8) 国立国会図書館法による出版物の納入に関する規程及び国立国会図書館法によるオンライン資料の記録に関する規程の一部を改正する規程（令和 4 年国立国会図書館規程第 2 号）	11
(資料 9) 国立国会図書館法による出版物の納入に関する規程及び国立国会図書館法によるオンライン資料の記録に関する規程の一部を改正する規程（新旧対照表）	12-14
(資料 10) 国立国会図書館法第 25 条の 4 第 4 項に規定する金額等に関する件の一部を改正する件（令和 4 年国立国会図書館告示第 3 号）	15
(資料 11) 国立国会図書館法第 25 条の 4 第 4 項に規定する金額等に関する件の一部を改正する件（新旧対照表）	16-18
(参考資料 1) 第 36 回納本制度審議会議事録	19-29
(参考資料 2) 納本制度審議会答申「有償等オンライン資料の制度収集を行うに当たって補償すべき費用の内容について」（令和 3 年 3 月 25 日）概要	30-31
(参考資料 3) 国立国会図書館法（昭和 23 年法律第 5 号）（抄）	32-40
(参考資料 4) 納本制度審議会規程（平成 9 年国立国会図書館規程第 1 号）	41-42
(参考資料 5) 納本制度審議会議事運営規則（平成 11 年 6 月 7 日納本制度審議会制定）	43-44
(参考資料 6) 国立国会図書館法によるオンライン資料の記録に関する規程（平成 25 年国立国会図書館規程第 1 号）	45-46
(参考資料 7) 国立国会図書館法第 25 条の 4 第 4 項に規定する金額等に関する件（平成 25 年国立国会図書館告示第 1 号）	47-49
(参考資料 8) 国立国会図書館法第 25 条の規定により納入する出版物の代償金額に関する件（昭和 50 年国立国会図書館告示第 1 号）	50-51

納本制度審議会委員名簿（五十音順）
（令和4年7月1日現在）

会 長	さいとう まこと 斎藤 誠	東京大学大学院法学政治学研究科教授
会長代理	うえむら やしお 植村 八潮	専修大学文学部教授
委 員	◇ いとう まこと 伊藤 真	弁護士
	◇ えがみ せつこ 江上 節子	武蔵大学名誉教授
	えぐさ さだはる 江草 貞治	株式会社有斐閣代表取締役社長
	◇ おくむら こうじ 奥邨 弘司	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
	◇ おのでら まさる 小野寺 優	一般社団法人日本書籍出版協会理事長
	こんどう としたか 近藤 敏貴	一般社団法人日本出版取次協会会長
	しばの きょうこ 柴野 京子	上智大学文学部新聞学科教授
	なかまた あきお 仲俣 暁生	日本文藝家協会電子書籍出版検討委員会委員長
	◇ ねもと あきら 根本 彰	東京大学名誉教授
	◇ ほりうち まるえ 堀内 丸恵	一般社団法人日本雑誌協会理事長
	まるやま まさひろ 丸山 昌宏	一般社団法人日本新聞協会会長
	◇ むらまつ しゅんすけ 村松 俊亮	一般社団法人日本レコード協会会長

（委員 14 名）

（注）◇代償金部会所属委員

国立国会図書館の資料収集状況（令和 3 年度末時点）

（有体物）

図書	雑誌・新聞	その他非図書資料等
約 1,193 万点	約 1,994 万点	約 1,435 万点

（無体物）

インターネット資料 *1 （ウェブサイト）	オンライン資料 *2 （電子書籍・電子雑誌等）
約 1.4 万タイトル 約 22 万件 データ量約 2PB ----- 参考：令和 3 年度の収集点数 新規 669 タイトル 約 2 万件 データ量約 358TB	[民間] 約 85.7 万点 [公的機関] 約 54.6 万点 ----- 参考：令和 3 年度の収集点数 [民間] 約 2.5 万点 [公的機関] 約 5.0 万点

*1 国、地方公共団体等の公的機関のウェブサイトを制度に基づき収集しているほか、公益法人、私立大学、政党、国際的・文化的イベント、東日本大震災関連等の民間のウェブサイトを許諾に基づき収集している。

*2 私人がインターネット等で出版した電子書籍・電子雑誌等を制度に基づき収集しているほか、インターネット資料として収集した公的機関等のウェブサイトから、電子書籍・電子雑誌等に相当するものを取り出して収集している。

資料別納入実績（最近3年間）

（図書）

単位：冊

年度	官庁出版	民間出版	計
令和元年度	28,836	112,596	141,432
令和2年度	31,420	104,265	135,685
令和3年度	31,465	100,643	132,108

（パッケージ系電子出版物*）

単位：点

年度	官庁出版	民間出版	計
令和元年度	2,578	32,678	35,256
令和2年度	2,028	20,550	22,578
令和3年度	2,540	29,925	32,465

*ビデオ・ディスク、音楽CD、光ディスクなどが含まれる。

（逐次刊行物*）

単位：点

年度	官庁出版	民間出版	計
令和元年度	79,388	303,311	382,699
令和2年度	83,513	289,067	372,580
令和3年度	80,594	284,038	364,632

*逐次刊行物のほかに地図、静止画等を含む。

納入出版物代償金 予算額と支出実績（最近 5 年間）

単位：円

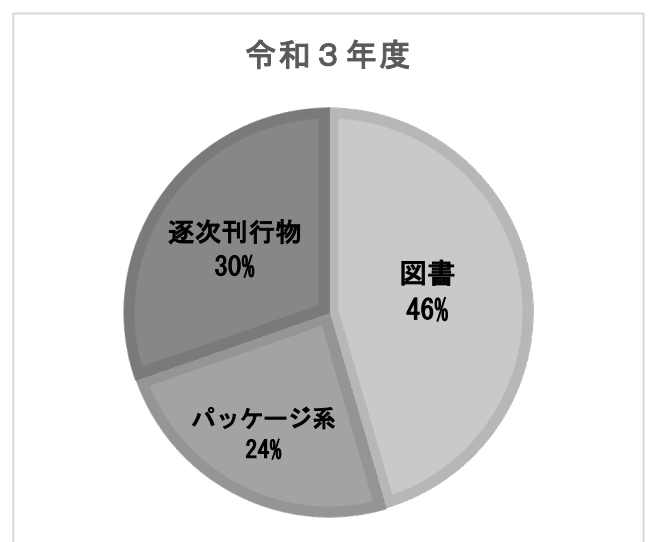
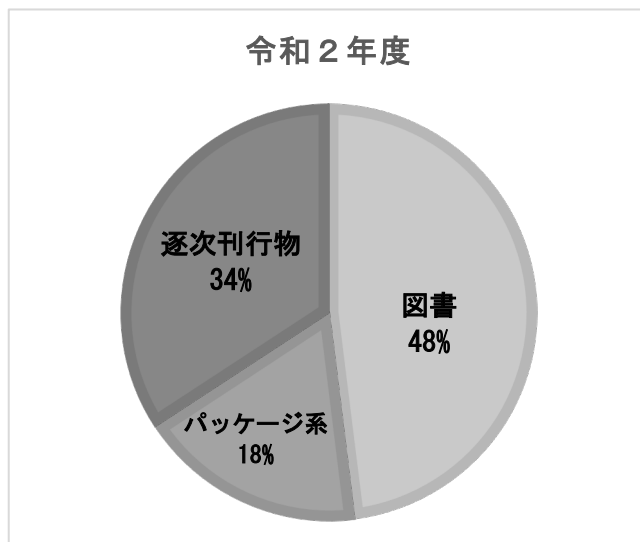
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
予算額	390,248,000	390,248,000	393,862,000	397,476,000	397,476,000	397,476,000
支出実績	388,753,724	385,795,780	384,138,589	341,020,291	346,492,289	-

【参考】令和 2・3 年度代償金支出実績（資料別内訳）

単位：円

	令和 2 年度	令和 3 年度
図書	163,816,677	157,628,877
パッケージ系	60,456,925	83,741,564
逐次刊行物*	116,746,689	105,121,848
計	341,020,291	346,492,289

* 逐次刊行物のほかに地図、静止画等を含む。



有償等オンライン資料の制度収集開始に向けた進捗について

1. 現況

国立国会図書館における有償又は DRM (技術的制限手段) が付されたオンライン資料 (以下「有償等オンライン資料」という。) の収集や補償の在り方については、第 34 回納本制度審議会 (令和 3 年 3 月 25 日) において答申「有償等オンライン資料の制度収集を行うに当たって補償すべき費用の内容について」¹が示された。この内容を踏まえ、民間発行の有償等オンライン資料の制度収集開始に向けて、第 35 回納本制度審議会 (令和 3 年 9 月 2 日)²において報告した方針及び想定スケジュールに沿って、第 36 回納本制度審議会 (令和 4 年 2 月 28 日) 以降、以下のとおり準備を進めている。

(1) 法規整備

- 国立国会図書館法 (昭和 23 年法律第 5 号) について、第 208 回国会において、有償等オンライン資料の提供義務を免除できる規定³を削除する改正法が成立し、6 月 1 日に公布された⁴。
- 国立国会図書館法によるオンライン資料の記録に関する規程 (平成 25 年国立国会図書館規程第 1 号) について、有償等オンライン資料の提供義務を免除する規定を削除し、長期的な保存及び利用に適していると認められる状態で館にオンライン資料を提供する規定を追加する改正を行い、6 月 1 日に官報公示された。
- 国立国会図書館法第 25 条の 4 第 4 項に規定する金額等に関する件 (平成 25 年国立国会図書館告示第 1 号) について、提供するオンライン資料の状態に関する詳細な規定を追加する改正を行い、9 月 15 日に官報公示された。この改正により、DRM が付された状態で流通しているオンライン資料は DRM が付されていない状態で提供することを定めた。また、優先的に提供すべきバージョンの選定基準につき、次の 4 点を参酌する基準として定めた。
 - 複数のフォーマットが流通している場合は、次の優先順位で提供 : PDF > EPUB (リフロー型) > EPUB (固定型) > その他
 - テキストデータ付きで流通している場合は、テキストデータ付きのものを提供
 - 解像度の異なるものが流通している場合は、最も解像度の高いものを提供
 - 全体版と分割版の両方が流通している場合は、全体版を提供
- 上記の改正の施行日はいずれも令和 5 年 1 月 1 日である。

¹ <https://www.ndl.go.jp/jp/collect/deposit/council/conclusion.html>

² <https://www.ndl.go.jp/jp/collect/deposit/council/council.html#anchor01>

³ 平成 24 年館法一部改正法附則第 2 条

⁴ <https://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/gian/208/meisai/m208090208038.htm>

(2) 対外説明等

- 有償等オンライン資料の制度収集開始について、機会をとらえて関係団体等に周知を行い、また出版者等からの問合せに対応している。
- 出版者等に向けたオンライン説明会を 10 月 26 日に実施し、有償等オンライン資料の制度収集の概要及び収集方法につき説明した。

2. 今後の予定

(1) 運用調整等

- 収集除外対象となる民間リポジトリについて、認定に向けて協議を続けている。
- オンライン資料の館内におけるプリントアウト及び遠隔複写について、PDF 形式のものを対象に、令和 5 年 1 月中旬に開始予定である。

(2) 対外説明等

- 引き続き、著作権者や発行者を始めとする権利者の御理解・御協力を得られるよう、制度の趣旨や具体的な収集実務について、丁寧な説明を行う。
- より広い範囲にオンライン資料収集制度を周知するため、「国立国会図書館月報」への記事掲載や、チラシの配布等、幅広い広報に取り組む。

法 律

国立国会図書館法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

令和四年六月一日

内閣総理大臣 岸田 文雄

法律第五十七号

国立国会図書館法等の一部を改正する法律

(国立国会図書館法の一部改正)

第一条 国立国会図書館法(昭和二十三年法律第五号)の一部を次のように改正する。
別表第二地方公共団体金融機構の項の次に次のように加える。

地方公共団体情報システム機構	地方公共団体情報システム機構法(平成二十五年法律第二十九号)
地方税共同機構	地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)

(国立国会図書館法の一部を改正する法律の一部改正)

第二条 国立国会図書館法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

附則第二条を次のように改める。

第二条 削除

附則第三条中「新法」を「この法律による改正後の国立国会図書館法」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び次項の規定は、令和五年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 国立国会図書館法第二十五条の四第一項に規定するオンライン資料(以下単に「オンライン資料」という。)のうち有償で公衆に利用可能とされ、又は送信されるもの及び技術的制限手段(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法によりオンライン資料の閲覧又は記録を制限する手段であつて、オンライン資料の閲覧若しくは記録のために用いられる機器(以下「閲覧等機器」という。)が特定の反応をする信号をオンライン資料とともに記録媒体に記録し、若しくは送信する方式又は閲覧等機器が特定の交換を必要とするようオンライン資料を交換して記録媒体に記録し、若しくは送信する方式によるものをいう。)が付されているものであつて、第二条の規定の施行前に公衆に利用可能とされ、又は送信されたものについては、なお従前の例による。

総務大臣 金子 恭之
内閣総理大臣 岸田 文雄

国立国会図書館法の一部改正（新旧対照表）
国立国会図書館法（昭和二十三年法律第五号）

改 正 案

別表第二（第二十四条の二関係）

名称	地方公共団体金融機構	根拠法	(略)
	地方公共団体情報システム機構		(略)
名称	地方税共同機構	根拠法	(略)
	地方税共同機構		地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）

現 行

別表第二（第二十四条の二関係）

名称	地方公共団体金融機構	根拠法	(略)
	地方公共団体情報システム機構		(略)
名称	地方税共同機構	根拠法	(略)
	地方税共同機構		(略)

国立国会図書館法の一部を改正する法律の一部改正（新旧対照表）

国立国会図書館法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第三十二号）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>第二条 削除</p>	<p>附則</p> <p>（提供の免除）</p> <p>第二条 この法律による改正後の国立国会図書館法（次条において「新法」という。）第二十五条の四第一項に規定するオンライン資料のうち有償で公衆に利用可能とされ、又は送信されるもの及び技術的制限手段（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法によりオンライン資料の閲覧又は記録を制限する手段であつて、オンライン資料の閲覧若しくは記録のために用いられる機器（以下「閲覧等機器」という。）が特定の反応をする信号をオンライン資料とともに記録媒体に記録し、若しくは送信する方式又は閲覧等機器が特定の変換を必要とするようオンライン資料を変換して記録媒体に記録し、若しくは送信する方式によるものをいう。）が付されているものについては、当分の間、館長の定めるところにより、同項の規定にかかわらず、その提供を免ずることができる。</p> <p>（経過措置）</p> <p>第三条 この法律による改正後の国立国会図書館法第二十五条の四</p> <p>第三条 新法第二十五条の四第一項の規定は、この法律の施行後に</p>

第一項の規定は、この法律の施行後に公衆に利用可能とされ、又は送信された同項に規定するオンライン資料について適用する。

公衆に利用可能とされ、又は送信された同項に規定するオンライン資料について適用する。

国 会 事 項

国立国会図書館

○国立国会図書館規程第二号

国立国会図書館法による出版物の納入に関する規程及び国立国会図書館法によるオンライン資料の記録に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年六月一日

国立国会図書館長 吉永 元信

国立国会図書館法による出版物の納入に関する規程及び国立国会図書館法によるオンライン資料の記録に関する規程の一部を改正する規程

(国立国会図書館法による出版物の納入に関する規程の一部改正)

第一条 国立国会図書館法による出版物の納入に関する規程(昭和二十四年国立国会図書館規程第三号)の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「地方公共団体金融機構」の下に「地方公共団体情報システム機構、地方税共同機構」を加える。

(国立国会図書館法によるオンライン資料の記録に関する規程の一部改正)
第二条 国立国会図書館法によるオンライン資料の記録に関する規程(平成二十五年国立国会図書館規程第一号)の一部を次のように改正する。

第二条の見出し中「方法」を「方法等」に改め、同条に次の一項を加える。
2 法第二十五条の四第一項の規定によりオンライン資料を国立国会図書館に提供する義務を負う者は、保存のための複製等の容易性、記録方式等の規格の普及の状況その他の事情を勘案して長期的な保存及び利用に適するものとして館長が定める状態で、当該オンライン資料を提供するものとする。

第五条を削る。

第六条中「第二条第一号の情報、同条第二号」を「第二条第一項第一号の情報、同項第二号」に改め、「及び記録方式」の下に「同条第二項の状態」を加え、「第四条第一項」を「前条」に改め、同条を第五条とし、第七条を第六条とする。

附則第一項中「改正法」を「国立国会図書館法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第三十二号)」に改める。

附 則

この規程は、国立国会図書館法等の一部を改正する法律(令和四年法律第五十七号)の施行の日から施行する。ただし、第二条の規定は、同法附則第一項ただし書に規定する日から施行する。

改 正 案		現 行	
国立国会図書館法による出版物の納入に関する規程の一部改正（新旧対照表） 国立国会図書館法による出版物の納入に関する規程（昭和二十四年国立国会図書館規程第三号）			
第四条 法第二十四条の二第二項各号に掲げる法人が納入するものとされる出版物の部数は、特別の事由のない限り、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める部数とする。 一 (略) 二 地方競馬全国協会、地方公共団体金融機構、地方公共団体情報システム機構、地方税共同機構及び日本下水道事業団 四部 三・四 (略)	第四条 法第二十四条の二第二項各号に掲げる法人が納入するものとされる出版物の部数は、特別の事由のない限り、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める部数とする。 一 (略) 二 地方競馬全国協会、地方公共団体金融機構及び日本下水道事業団 四部 三・四 (略)	(地方公共団体の諸機関に準ずる法人の納入部数) (地方公共団体の諸機関に準ずる法人の納入部数)	(地方公共団体の諸機関に準ずる法人の納入部数) (地方公共団体の諸機関に準ずる法人の納入部数)

国立国会図書館法によるオンライン資料の記録に関する規程の一部改正（新旧対照表）

国立国会図書館法によるオンライン資料の記録に関する規程（平成二十五年国立国会図書館規程第一号）

改正案

現行

（提供の方法等）

（提供の方法）

第二条 法第二十五条の四第一項の規定により法第二十四条及び第二十四条の二に規定する者以外の者が同項のオンライン資料（以下単に「オンライン資料」という。）を国立国会図書館に提供する方法は、次のいずれかの方法とする。

第二条 法第二十五条の四第一項の規定により法第二十四条及び第二十四条の二に規定する者以外の者が同項のオンライン資料（以下単に「オンライン資料」という。）を国立国会図書館に提供する方法は、次のいずれかの方法とする。

一・二 （略）

一・二 （略）

2 法第二十五条の四第一項の規定によりオンライン資料を国立国会図書館に提供する義務を負う者は、保存のための複製等の容易性、記録方式等の規格の普及の状況その他の事情を勘案して長期的な保存及び利用に適するものとして館長が定める状態で、当該オンライン資料を提供するものとする。

（提供の免除）

第五条 オンライン資料のうち有償で公衆に利用可能とされ、又は送信されるもの及び国立国会図書館法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第三十二号。以下「改正法」という。）附則第二条に規定する技術的制限手段が付されているものについては、当分の間、その提供を免ずる。

(公示)

第五条 館長は、第一条第一号のコード及び当該コードに類するもの、同条第二号の記録方式、第二条第一項第一号の情報、同項第二号の記録媒体及び記録方式、同条第二項の状態並びに前条の金額を定めたときは、官報により公示するものとする。

第六条 (略)

附則

(施行期日)

1 この規程は、国立国会図書館法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第三十二号)の施行の日から施行する。

(公示)

第六条 館長は、第一条第一号のコード及び当該コードに類するもの、同条第二号の記録方式、第二条第一号の情報、同条第二号の記録媒体及び記録方式並びに第四条第一項の金額を定めたときは、官報により公示するものとする。

第七条 (略)

附則

(施行期日)

1 この規程は、改正法の施行の日から施行する。

国会事項

国立国会図書館

○国立国会図書館告示第三号

国立国会図書館法第二十五条の四第四項に規定する金額等に関する件の一部を改正する件を次のように定める。

令和四年九月十五日

国立国会図書館長 吉永 元信

国立国会図書館法第二十五条の四第四項に規定する金額等に関する件の一部を改正する件

国立国会図書館法第二十五条の四第四項に規定する金額等に関する件（平成二十五年国立国会図書館告示第一号）の一部を次のように改正する。

第一項中「第二条第一号」を「第二条第一項第一号」に、「同条第二号」を「同項第二号」に改める。

第四項（見出しを含む）中「第二条第一号」を「第二条第一項第一号」に改める。

第五項（見出しを含む）及び第六項（見出しを含む）中「第二条第二号」を「第二条第一項第二号」に改める。

本則に次の一項を加える。

（規程第二条第二項の状態）
7 規程第二条第二項の状態は、第一号に掲げる基準に従い、かつ、第二号から第五号までに掲げる基準を参酌して定めるものとする。

一 オンライン資料に技術的制限手段（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法によりオンライン資料の閲覧又は記録を制限する手段であつて、オンライン資料の閲覧若しくは記録のために用いられる機器（以下「閲覧等機器」という。）が特定の反応をする信号をオンライン資料とともに記録媒体に記録し、若しくは送信する方式又は閲覧等機器が特定の変換を必要とするようオンライン資料を変換して記録媒体に記録し、若しくは送信する方式によるものをいう。以下この号において同じ。）が付されている場合は、技術的制限手段が付されていない状態で提供すること。

二 同一の内容のオンライン資料であつて、次に掲げる記録方式のうち二以上の記録方式により記録されているものが公衆に利用可能と

され、又は送信された場合は、次に掲げる順序に従い、先順位にある一の記録方式により記録されているオンライン資料を提供すること。

イ PDF方式

ロ E P U B方式（閲覧等機器の画面に表示される文字、図形等の数、大きさ、配置等を変更することができ、又はこれらが閲覧等機器に応じて自動的に変更されるものに限る。）

ハ E P U B方式（ロに該当するものを除く。）

二 イからハまでに掲げる方式以外の記録方式

三 オンライン資料がテキストデータが付された状態で公衆に利用可能とされ、又は送信された場合は、テキストデータが付された状態で提供すること。

四 同一の内容のオンライン資料が二以上の解像度により公衆に利用可能とされ、又は送信された場合は、最も解像度が高い一のオンライン資料を提供すること。

五 一のオンライン資料であつて、その内容の全てで構成されるもの（以下この号において「全体版資料」という。）及び全体版資料の一部分のみから構成されるものいずれもが公衆に利用可能とされ、又は送信された場合は、全体版資料を提供すること。

附則

この告示は、令和五年一月一日から施行する。

国立国会図書館法第二十五条の四第四項に規定する金額等に関する件の一部改正（新旧対照表）

国立国会図書館法第二十五条の四第四項に規定する金額等に関する件（平成二十五年国立国会図書館告示第一号）

改正案	現行
<p>(国立国会図書館法第二十五条の四第四項に規定する金額)</p> <p>1 国立国会図書館法（昭和二十三年法律第五号）第二十五条の四第四項に規定する金額は、国立国会図書館法によるオンライン資料の記録に関する規程（平成二十五年国立国会図書館規程第一号。以下「規程」という。）第二条第一項第一号に規定する方法による提供については零とし、同項第二号に規定する方法による提供については次に掲げる金額の合計額とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>4 規程第二条第一項第一号の情報（規程第二条第一項第一号の情報）</p> <p>一〇七 (略)</p> <p>5 規程第二条第一項第二号の記録媒体は、日本産業規格X六二四九に適合する直径百二十ミリメートルのディスクとする。</p> <p>(規程第二条第一項第二号の記録方式)</p> <p>6 規程第二条第一項第二号の記録方式は、ボリウム及びファイアル構成については、日本産業規格X〇六〇六、X〇六〇七又はX〇六〇九で定める方式とし、記録媒体への記録を完了した時には、</p>	<p>(国立国会図書館法第二十五条の四第四項に規定する金額)</p> <p>1 国立国会図書館法（昭和二十三年法律第五号）第二十五条の四第四項に規定する金額は、国立国会図書館法によるオンライン資料の記録に関する規程（平成二十五年国立国会図書館規程第一号。以下「規程」という。）第二条第一号に規定する方法による提供については零とし、同条第二号に規定する方法による提供については次に掲げる金額の合計額とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>4 規程第二条第一号の情報（規程第二条第一号の情報）</p> <p>一〇七 (略)</p> <p>5 規程第二条第二号の記録媒体は、日本産業規格X六二四九に適合する直径百二十ミリメートルのディスクとする。</p> <p>(規程第二条第二号の記録方式)</p> <p>6 規程第二条第二号の記録方式は、ボリウム及びファイアル構成については、日本産業規格X〇六〇六、X〇六〇七又はX〇六〇九で定める方式とし、記録媒体への記録を完了した時には、日本</p>

日本産業規格X六二四九で定めるファイナライズの処理を行い、追記不可の状態とするものとする。

(規程第二条第二項の状態)

7 規程第二条第二項の状態は、第一号に掲げる基準に従い、かつ、第二号から第五号までに掲げる基準を参酌して定めるものとする。

一 オンライン資料に技術的制限手段(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法によりオンライン資料の閲覧又は記録を制限する手段であつて、オンライン資料の閲覧若しくは記録のために用いられる機器(以下「閲覧等機器」という。)が特定の反応をする信号をオンライン資料とともに記録媒体に記録し、若しくは送信する方式又は閲覧等機器が特定の変換を必要とするようオンライン資料を変換して記録媒体に記録し、若しくは送信する方式によるものをいう。以下この号において同じ。)が付されている場合は、技術的制限手段が付されていない状態で提供すること。

二 同一の内容のオンライン資料であつて、次に掲げる記録方式のうち二以上の記録方式により記録されているものが公衆に利用可能とされ、又は送信された場合は、次に掲げる順序に従い、先順位にある一の記録方式により記録されているオンライン資料を提供すること。

イ P D F方式

産業規格X六二四九で定めるファイナライズの処理を行い、追記不可の状態とするものとする。

- ロ E P U B方式（閲覧等機器の画面に表示される文字、図形等の数、大きさ、配置等を変更することができ、又はこれらが閲覧等機器に応じて自動的に変更されるものに限る。）
- ハ E P U B方式（ロに該当するものを除く。）
- ニ イからハまでに掲げる方式以外の記録方式
- 三 オンライン資料がテキストデータが付された状態で公衆に利用可能とされ、又は送信された場合は、テキストデータが付された状態で提供すること。
- 四 同一の内容のオンライン資料が二以上の解像度により公衆に利用可能とされ、又は送信された場合は、最も解像度が高い一のオンライン資料を提供すること。
- 五 一のオンライン資料であつて、その内容の全てで構成されるもの（以下この号において「全体版資料」という。）及び全体版資料の一部分のみから構成されるものいずれもが公衆に利用可能とされ、又は送信された場合は、全体版資料を提供すること。

第 36 回納本制度審議会議事録

日 時： 令和 4 年 2 月 28 日（月）11 時 00 分～12 時 00 分
場 所： Web 会議システムによるリモート開催
出席者： 斎藤誠会長、植村八潮会長代理、伊藤真委員、江上節子委員、江草貞治委員、奥邨弘司委員、小野寺優委員、柴野京子委員、仲俣暁生委員、根本彰委員、堀内丸恵委員

会次第：

1. 代償金部会の審議経過報告
2. 事務局からの報告（有償等オンライン資料の制度収集開始に向けた進捗等）
3. 今後の日程について

配付資料：

- （資料 1）納本制度審議会委員名簿
- （資料 2）第 17 回代償金部会における審議の概要について
- （資料 3）有償等オンライン資料の制度収集開始に向けた進捗について
- （参考資料 1）第 35 回納本制度審議会議事録
- （参考資料 2）納本制度審議会答申「有償等オンライン資料の制度収集を行うに当たって補償すべき費用の内容について」（令和 3 年 3 月 25 日）概要
- （参考資料 3）有償等オンライン資料の制度収集開始に向けて
- （参考資料 4）お知らせ 国立国会図書館から出版社のみなさまへ
- （参考資料 5）国立国会図書館法（昭和 23 年法律第 5 号）（抄）
- （参考資料 6）納本制度審議会規程（平成 9 年国立国会図書館規程第 1 号）
- （参考資料 7）納本制度審議会議事運営規則（平成 11 年 6 月 7 日納本制度審議会制定）
- （参考資料 8）国立国会図書館法によるオンライン資料の記録に関する規程（平成 25 年国立国会図書館規程第 1 号）
- （参考資料 9）国立国会図書館法第 25 条の 4 第 4 項に規定する金額等に関する件（平成 25 年国立国会図書館告示第 1 号）
- （参考資料 10）国立国会図書館法第 25 条の規定により納入する出版物の代償金額に関する件（昭和 50 年国立国会図書館告示第 1 号）

議事録：

会長：それでは、第 36 回納本制度審議会を開催いたします。委員の皆様にはお忙しいところ御出席くださいます。誠にありがとうございます。本日は 14 名の委員中 11 名の方々に御出席いただいておりますので、定足数は満たされております。まずは事務局から、配付資料の説明をお願いします。

事務局：〔配付資料について説明〕

また、議事の進行に関し 1 点お願いがございます。御発言の際は、ミュート解除をしてからお話しいただき、御発言が終わりましたら、その都度、ミュートにさせていただきますようお願い申し上げます。また、議事録作成のため、会議を録画させていただいております。どうぞ御了承ください。以上でございます。

【会次第 1 代償金部会の審議経過報告】

会長：それでは、会次第 1 に入ります。代償金部会の審議経過につきまして、部会長から報告があります。奥邨部会長、よろしく申し上げます。

部会長：奥邨でございます。資料 2、通しページ 2 を御覧ください。昨年 9 月 2 日、前回の納本制度審議会の後に開催されました、第 17 回代償金部会の議決について、御報告をさせていただきます。まず、私が委員の互選により代償金部会長に選出されました。続きまして、江上委員を部会長代理に指名させていただきました。御報告内容は以上となります。

会長：ありがとうございました。ただ今の奥邨部会長からの報告について、何か御質問や御意見はございますでしょうか。よろしいですか。それでは、代償金部会の皆様には、引き続き、よろしくお願いいたします。それでは次に進みます。

【会次第 2 事務局からの報告】

会長：会次第 2 に入ります。事務局から、有償等オンライン資料の制度収集開始に向けた進捗等について報告があります。よろしくお願いいたします。

事務局：事務局から、有償等オンライン資料の制度収集開始に向けた進捗等について御報告いたします。資料 3、通しページ 3、「有償等オンライン資料の制度収集開始に向けた進捗について」を御覧ください。

当館は平成 25 年 7 月から、国立国会図書館法（参考資料 5）に基づきまして、民間発行のオンラインを収集しております。現状、無償かつ DRM（技術的制限手段）が付されていないもののみが収集対象となっております。有償又は DRM が付されたオンライン資料（有償等オンライン資料）については、国立国会図書館法及び「国立国会図書館法によるオンライン資料の記録に関する規程」（参考資料 8）によりまして、当分の間、提供義務が免除されているという状況です。この有償等オンライン資料については、昨年 3 月の審議会において答申「有償等オンライン資料の制度収集を行うに当たって補償すべき費用の内容について」を頂戴したところでございます。答申の概要は参考資料 2 に付させていただきます。

当館としましては、答申の内容に沿った形で、現状実施している無償 DRM なしのオンライン資料制度収集の実態を踏襲する方向で、有償等オンライン資料の制度収集開始に向けて、前回の審議会において報告した方針及びスケジュール、こちらは前回の資料を参考資料 3 に付けております、に沿って準備を進めております。その現状について御報告いたします。

まず(1)法規整備についてでございますが、現在開会中の第 208 回国会において、有償等オンライン資料の提供義務を免除する規定を削除するための館法改正を御審議いただけるよう、関係者との調整を進めております。また、規程につきましても同趣旨の改正に向けた調整を行っております。具体的には、「提供の免除」を規定している条文、館法につきましても平成 24 年改正法の附則第 2 条、通しページ 26 に該当する条文がございます。それから、規程につきましても第 5 条、通しページ 33 に該当する条文がございます。これらを削除する形での改正を想定しているところでございます。

また、答申においても言及されておりました、市場において DRM が付された状態で流通している場合でも DRM が付されていない状態のファイルを収集すること、それから同一内容が複数フォーマットで流通している場合は代表的なバージョンを優先的に収集することにつきましても、規程の下に位置付けられる告示において定める方向で現在検討を行っているところでございます。

なお、改正法の施行日は令和 5 年 1 月 1 日を想定しておりますので、有償等オンライン資料については、この日以降に発行されたものが制度収集の対象となります。

続きまして、(2)対外説明の状況について御報告いたします。

有償等オンライン資料の制度収集開始について、直接出向いてお話をさせていただいたり、制度の概要を記したチラシ、こちらは参考資料4、通しページ18・19でお付けしておりますが、このチラシを配布するなどして、順次、著作権者団体、出版関係団体の方々へ御説明を行っているところでございます。

例えば、日本書籍出版協会様では、会報と同封していただく形でチラシを会員社の皆様に配布していただきました。日本雑誌協会様では、著作権委員会にお招きをいただき、その場でチラシの配布と概要の御説明をさせていただきました。出版粋会様では、江草委員の御厚意もありまして、会員社の皆様の研修の一環として、説明会を開催していただきました。また、日本文芸家協会様を含め、著作権者団体の方々には、メールにてチラシをお送りし、御説明の機会があれば対応させていただき旨お伝えしているという状況でございます。委員の方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

御説明の際の反応を見る限り、制度の趣旨については一定の御理解をいただいているのではないかと考えております。また、収集対象に該当するか、収集対象外として認められるか等、例えば、章単位等で分割して電子書籍として販売しているような場合や、電子化に際して広告を除外している場合などは、納本済資料と同一版面であると認められるのかどうか、というような具体例に基づく御質問が多い印象を受けているところです。

引き続き、著作権者や発行者を始めとする関係する権利者の御理解・御協力をより一層得られるよう、制度の趣旨や具体的な収集実務について、丁寧な説明を行っていきたく思っているところです。

なお、営利企業が運営するリポジトリを構築予定の日本電子書籍出版社協会（電書協）様につきましても、先週、お会いする機会がございましたので進捗状況等を確認いたしました。まず、昨年10月1日付にて、一般社団法人デジタルコミック協議会との合併を実施し、合流活動を開始しておりましたが、2月1日付で一般社団法人デジタル出版者連盟に、通称は電書連とおっしゃるそうですが、社名変更したとのことです。合併、社名変更を経てもリポジトリ構築については準備作業を継続しており、5月頃を目途にリポジトリの運営を開始する予定であるとのことでした。こちらにつきましては、御参考までにお知らせいたします。

最後に、想定スケジュールですが、前回の審議会で御提示したスケジュール感に変更はございません。今年度内に制度の詳細設計及び運用調整、関係法規整備に向けた準備を行い、来年度（令和4年度）の第1四半期には関係法規整備を終え、半年程度の周知及び収集除外手続等の期間を経て、令和5年1月から全面的な制度収集を開始したいと考えております。

御報告は以上となります。

会長：どうもありがとうございました。ただ今の事務局からの進捗状況等の報告につきまして、何か御質問や御意見はありますでしょうか。御遠慮なくお願いいたします。せっかくの機会でありますので。御発声いただく場合、リアルで御発声いただいても結構ですし、ウェブ機能で挙手いただいても結構ですが、どなたからでも何かいかがでしょうか。

委員：質問を一点お願いいたします。資料2、1(1)法規整備のうち、2ポツ目の2行目なのですが、同一内容が複数フォーマットで流通している場合、代表的なバージョンを優先的に収集することについて検討しているというお話でした。これは、前の報告書にもあった文言ですけれども、今聞いていて、例えば、紙のもので出て、同じ内容のものが電子書籍として出た場合に、両方収集するという理解でよろしいのでしょうか。片方ということはないのかどうかという、そのあたりの確認です。つまり、紙のものと電子書籍との関係を、今後どのように収集していくのか、納本対象とするのか

についてお聞かせください。

会長：事務局、いかがでしょうか。

事務局：お答えいたします。まず、御指摘のあった箇所の規定しようと考えていることは、電子書籍内のフォーマットの異同について、どれを優先するか、しないのか、ということです。こちらについては御認識のとおり、審議会の答申でも補論(1)で書いていただいているところです。これを法規的な形に落とそうというのが、今回御報告している趣旨でございます。一方、今おっしゃられた紙と電子の別フォーマットの形につきましては、基本的に収集除外対象にならない限り、両方集めていきます。紙は収集除外がありませんので無条件に集めます。電子についてはリポジトリや同一版面といった収集除外対象は存在しますので、それらを除いた上で収集していくということになります。

委員：分かりました、ありがとうございました。

会長：よろしいでしょうか。他にいかがでしょうか。では、私の方から一つ。これは中長期的なことになるのかもしれませんが、事務局報告の資料3の、先ほど指摘のあった部分の1つ下のところです。1(1)法規整備の3ポツ目で、有償等オンラインについては施行日以降に発行されたものが制度収集の対象となるとあります。それは制度ができてから周知期間をおいて収集を開始するというところで理解いたしますけれど、中長期的には、既に出ているものが相当数あるわけなので、その遡及的な収集についてです。今までの事務局での検討状況、それから審議会の答申でそれについて触れた部分があるかどうか即座に思いつかないのですが、何かありましたら、コメントをいただければありがたいです。お願いいたします。

総務部長・収集書誌部長兼務：その点については、私から御回答申し上げます。会長のおっしゃる通り、制度開始後に収集できることになったものは、それで一つの目的は達せられるわけですが、当然それ以前のをどうするかという点があり、基本的には何らかの契約、寄贈契約でも結構ですし、買うというか、対価を払うことを通じて集めていくことは、制度開始後も必要になることかと思えます。寄贈で受けたい部分はもちろんございますし、強制力が働きませんので、館として、ぜひとも文化財として将来に残すという理念の下で、御協力をお願いする形となるかと思えます。また、リポジトリという話が先ほどございましたが、どこのリポジトリでも、昔からの成果をきちんとまとめるようにされていると思えますので、国立国会図書館一館だけの力ではなくて、他の機関と協力して電子書籍・電子雑誌の保存について、国として実現するように尽力していかなくてはならないのは間違いないと考えております。

会長：はい、どうもありがとうございます。他にいかがでしょうか。

委員：資料3、1(1)法規整備の、令和5年1月1日から収集したものは、いつから利用できるのでしょうか。国立国会図書館の中での利用タイミングについての質問です。

会長：事務局、お願いいたします。

事務局：お答えいたします。利用につきましては、特に制約等はございませんので、入ってきて、すぐデジタルコレクションに投入いたしまして、利用が開始されるということになります。当然メタデータを作る等の作業のため、若干のタイムラグはありま

すけれども、基本的には収集して利用可能な状態になれば、すぐにでも利用を開始する想定です。

委員：確認ですけれども、それはデジタルコレクションの館内利用ということですから、3館の中での利用ということによろしいですね。

事務局：はい、御認識のとおりです。

委員：続けてもう1つよろしいでしょうか。先ほども話題になった点ですが、通しページ16、参考資料3で、以前に議論があったところのうち、(2)収集除外についてです。収集除外となる条件で、「納本済資料と同一版面である旨の申出を受け確認したもの」とある点の確認です。電子書籍のPDF版というのは結構な点数があり、特に専門書関係は版面をスキヤニングしたPDF版で、これはほぼ紙の版面と同一であるということになります。これは出版社からその申出があった場合は収集対象外となっていくという理解でよろしいのでしょうか。

事務局：お答えいたします。必ずしもPDFイコール同一版面となるわけではないですが、おっしゃる通り、かなりの確率で同一版面であると認定することができるかと思っています。したがって、申出がありましたら、そういう判断が非常に大きくなる可能性はあるかと考えております。

委員：議論に関わってきながらこんな質問ですみませんが、どうしてこれが対象外になってしまうのでしょうか。つまり、デジタルコレクションの中で検索できなくなってしまうのではないかと、ということ懸念します。どういう経緯で収集除外になったのかということを確認させていただければと思います。

事務局：紙の資料が存在するものについて、という限定がついております。当然デジタルオンリーのものは対象外です。そういったような規定から考えますと、個人的には、紙の資料というものはいずれ国立国会図書館でその版面のとおりデジタル化する可能性があると考えているところです。したがって、こちらにつきましては、出版社側の御負担を軽減するために、いずれ国立国会図書館がデジタル化を同じような形式とするものについては、免除というようになっていると理解しているところです。

委員：はい、よくわかりました。かつての議論を忘れておりました。ありがとうございます。

会長：はいそうしましたら他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。はい、どうぞ。

委員：今のやりとりを聞いて、私の最初の質問の趣旨が正にそこにありました。先ほどの御説明で一応納得したのですが、少し認識が変わりました。同一版面のものが紙のものでいったん出て、同じものがPDFファイルで出ると、収集対象にならないことがありますのですね。出版社からの申出があれば避けることがあることの説明として、そのような解釈で本当によかったのかを確認させてください。国会図書館がいずれデジタル化するからそれでよい、という御説明をうかがいました。しかしながら、今の技術的な環境の前提は、もともと出版社が電子的な版面を作るわけで、それを上手く利用して、全体的な経済を考えるためにオンライン資料の収集制度をつくっていると思っていました。今の御説明は少しそれに反するような感じもします。今の御説明の理解があつたのかというのは、私は記憶していなかったのですが、同一版

面ということをご解釈するのかについて、もう一度確認させてください。今のよう
なことで全体としてよろしかったのでしょうか。以上です。

会長：事務局、いかがでしょうか。

事務局：お答えいたします。この同一版面の規定は、平成 25 年、無償 DRM なしが開始
するときにできた規定でございます。その当時の議論としましては、紙と電子両方出
ているもの、電子しか出ていないもの、それから紙しかないものの 3 種類あるのだ
すけれど、それらのうち何を優先して集めていくか、というのが一つ大きなポイントだ
ったのかなと思っています。オンライン資料を収集する契機として、まずは当館が収
集するすべのない電子しかない出版物を優先して収集すべきであるとの判断があり
ました。紙しかないものについては後ほど我々が電子化することもできるでしょう、
紙と電子があるものについても、全く同じものを我々が将来的に作ることもできるの
で後にしましょう、というところなので、現時点では紙と同一版面のオンライン資料
は収集対象にはなっていないというのは正にその通りなのですが、御指摘のとおり古
い考え方なのかもしれないというところは、我々事務局としても考えているところ
でございます。今般すぐにこの規定を改正して両方集めるということではないのでし
ょうけれども、もう少し審議会でも事務局でも議論を重ねた上で、将来的には同一版面
の免除につきましては、何らかの対応をせざるを得ないかなと思っていますところ
でございます。あまりきちんとした回答になっていなくて申し訳ないのですが、現状と
してはそういう認識でございます。

委員：前からの規定の考え方が残っているということなのですね。今回の法整備の中
では、これをある程度踏襲せざるを得ないということなのではないかと、紙のものを出
しているから、うちは電子を提供しないというところがどんどん増えてくると、納本制
度の趣旨からすれば非常にまずいかなと感じましたので、発言させていただきました。
今後また議論したいと思います。

会長：どうもありがとうございました。

総務部長・収集書誌部長兼務：補足させていただいてよろしいでしょうか。今のお話し
は、本当に今後論点になる部分が大きいだろうと思っております。この 10 年の歴史
は、そのくらい大きく電子書籍・電子雑誌を取り巻く環境を変えてきており、コロナ
禍のこともあり、その普及も著しいものになったのかなと考えております。保存が大
事だという観点で、平成 24 年改正の際は、こういう規定を出版界と協議の上で組み立
てて御理解もいただいて始めることにいたしました。ただ、電子環境、インターネッ
ト等の環境が整備され、色々な方が電子書籍をお使いになっている環境の下で、こ
の紙で納本されたものと全く同じ版面の電子書籍・電子雑誌は集めなくても任務は果
たせるかという点については、また色々なお考えがあるかと思ひますし、この審議会
の課題としても相応しいものになるのかなという気もいたします。本日伺ったところは、
今後検討していかなければならない大きな点になるかという気はいたしております。
補足させていただきました。

会長：やはり技術や利用の進展、状況の変化もありますから、民間リポジトリとの役割
分担等も睨みつつ、また考えていくことにならうかと、私としても考えております。

委員：先ほど御指摘があったことと関係があるのですけれども、収集自体が現状ではま
だなかなか難しいという話は今の一連の御説明で分かったのですが、その電子版があ

るのかないのかといった情報を、例えば NDL サーチの方で、商業的なデータベースを可視化するような形で補完的に見せるというようなことについては、どうでしょうか。お話しを伺えればと思うのですが。

会長：今の点いかがでしょうか。

事務局：お答えいたします。電子版の有無の可視化という点につきましてですけれども、リポジトリ認定された場合はそのリポジトリに入っているものにつきましてはメタデータ連携をしましょうというところが今般の答申でも謳われておりますので、それは実現をしようと思っているところです。同一版面で除外される場合は、こちらとしてもデータとして持ちようがない部分がありますので、そこにつきましては NDL 側でこれが電子化されているので同一版面で除外です、というような情報提供というのは難しいと思っているところです。一方、今、出版のデータベース化が進んでおりまして、JPRO のデータベースの中で、これは電子版があるよというフラグを立てて、今後メタデータを管理していくということも聞いているところです。我々というよりは出版界側のデータベースの方で、これは電子がありますというところは、今後、明確にしていっていただけるのかなと考えております。

委員：おっしゃる通りだと思います。どうもありがとうございました。

会長：どうもありがとうございました。これも非常に重要な点だと考えます。他にいかがですか。

委員：大変な御努力で根気強く今回の制度収集について定めていただいて、誠にありがとうございます。ただ、これはコロナがこのような状況になる前からの課題であり、方向性、枠組み作りであり、そういうことでいうと適切だと思うのですが、やはり 2 年ちょっとの間に、学校教育の現場、人々の生活行動、地域の図書館に非常に通うようになったとか、制度的に運用そのものがパソコンやスマホを通じて行うようになったとか、官公庁が色々開示をしているものも変わってまいりました。そういう意味で言うと、生活行動が、あるいは経済行為も、デジタルを前提にして、デジタルを中心にして行われるということが大幅に進んできて、産業界も再編成されています。情報のやり取り、それから法的な契約行為であるとか、金銭の授受であるとか、あるいは様々な申請であるとか、そういったものについて、急速に制度的運用が変わりつつあります。もっと進むと思います。そういう意味で、出版界というような業界のくくりもこれから変わっていくと思います。今日、副館長の御挨拶にもありましたけれど、人々の知的行為、創作行為を保全していくために出版界が重要だということで、今までパートナーとして行ってきたわけですが、今後の抱負をもう少し考えていく、そういった何か、私的諮問委員会か何かを作ってもいいのではないかといいことですね。国立国会図書館がこれからも非常に有用性が高く、知的好奇心を満足させてくれるという国民的な役割、それから国家が保存すべきものの責任の遂行と、色々な意味で少し新しい枠組みを考えていく時にきているのではないかという感じがいたします。そういう意味で、私たちは、日々仕事をしていて、暮らしをしていて、家族を見ていて、読む、書く、聞く、話す、伝える、感動する、そういった様々な行為の中で、紙に書いたものの浸透以上に、デジタルが基盤になってきているということで、少しそういうようなことをまた考えていただけたらありがたいなと思いました。

会長：どうもありがとうございます。非常に大きな課題というか、問題意識を提起いただきましたが、山地部長、何か国立国会図書館全体の組織なり、考え方、在り方を睨

んでいかがでしょう。

総務部長・収集書誌部長兼務：御指摘のあったことは日常の話として、私ども捉えております。委員の中には御存じの方も多いかと思いますが、この5月19日から、国立国会図書館のデジタルコレクションの中で、これまで図書館にしか送信できなかったコンテンツを御家庭でも閲覧できるよう、個人送信を実施いたします。このあたりは、出版界にも御理解をいただいて著作権法改正が整いまして、国立国会図書館としても、デジタル情報資源を使いやすい形でお届けできるよう環境整備に努めてきた成果かと思えます。それは各界の非常な御理解と御協力の下で実現したことで、厚く感謝申し上げます。引き続き、コロナも含めていろいろと困難な環境の下でも、読者の方に色々な形でコンテンツが届けられるよう考えていかなければならないことと思えます。以上でございます。

会長：ありがとうございました。そうしたら、引き続きまして、お願いします。

委員：昨年から委員をさせていただいております。よろしく申し上げます。質問ですが、紙と電子で同時発売されている書籍というのは非常に増えてきております。国立国会図書館として、どちらをもらった方が都合がよいのでしょうか。あるいは、出版者の方にはどちらの方が納本しやすいのでしょうか。デジタルでDRMを外して収集するということですが、紙の本よりもデジタルを納本した方が便利だという話になれば、国会図書館もスキャンしてPDFファイルを作る必要がなくなるわけですので、都合がいいのではないかという気がするのですが、そのあたりのところどうなのか、実情を教えてくださいと思います。

会長：まずは事務局からお願いいたします。

総務部長・収集書誌部長兼務：紙の出版物、有体物の出版物については一切の例外規定がありませんので、出版されたものは納本していただくというのが本則です。電子については、除外の規定があります。今日は何度かこの話をさせていただいたと思います。委員のおっしゃるように、デジタルで出されるものがあるのだから、紙はマストであるという前提も含めて考える余地が今後あるのではないかというの、分かるのですが、これも、制度は若干世の中の動きより後追いではあるのかなと思っております。当然、その話題はこの場で審議がなされなければならないことなので、それも大きな課題になっていくのかなと思えます。事務局から何か補足がありますか。

事務局：お答えいたします。制度の枠組みとしては今申し上げたとおりです。一方、何のためにやっているかと考えますと、文化的資産を後世まで残していく、またそれを将来の国民の皆様に使っていただくということを目的としてやっているところでございます。そういう観点から紙と電子を比較した場合、実は紙の方が保存はしやすいのだけれども、利用の方は電子がしやすいという、二律背反するような状況に陥っているというのが正直なところなんです。本来的には、存在するならば両方あるべきなのだろうと思いつつ、制度に基づいて国民や出版社の皆様から強制的に納めていただく対象をどこに置いたらよいか、我々は開館以来ずっと悩んでいるところだと思います。これについては、時代の変遷に伴って随時見直していくべきことなのだろうなど、そのためにも審議会のお力添えが必要かなと考えているところです。

委員：今、紙の方が保存しやすいと言われたところが少しびっくりしているところでございます。昔はそうだったのでしようが、物理的なことも含めて、保存スペースの拡

大とか色々な問題が国立国会図書館に生じたと以前聞いたことがあり、今の時代においては、電子の方が保存しやすいと思っていたので、意外でした。その辺もう少しだけ簡単に教えていただければと思います。

事務局：申し訳ございません。言い方が正確ではありませんでした。おっしゃる通り、紙は物理的なスペースを取ります。ただ、紙媒体には、1000年持つという実績があるわけですね。一方電子は、まだ、これからどうなるのか分からない部分がございます。例えばCDやハードディスクなども何年持つのだろうか、という話をしています。長期的な話として、長期保存に向いているか向いていないかといった場合には、今のところ、紙という媒体が、世界の中で一番長期的に保存できる媒体であろうと考えているところです。

委員：ありがとうございます。分かりました。

会長：他にいかがでしょう。

委員：もう一度すみません。この有償等オンライン資料の収集という制度がスタートするわけなのですが、次に何をしていくのということをそろそろ議論した方がいいのかなと思います。通しページ15のよく使われる図なのですが、改めて見ると、この図を作ったのが随分前で、だいぶ古くなって、今の概念に合わないなというところがあります。A,B,C,Dとも、もともと紙が出たものの電子化を前提にしているのですが、たびたび話をしている「小説家になろう」等のような投稿サイトで扱われる図書・逐次刊行物に該当するようなネットコンテンツの収集が抜け落ちたままなのではないかと思うのです。まず確認として、そもそも「小説家になろう」等の作品群は、インターネット資料のウェブサイト情報なのか、図書・逐次刊行物に相当するものか、どちらなのでしょう。

事務局：お答えいたします。オンライン資料の定義はコードとフォーマットという2種類で規定していますので、その定義から外れるようなもの、たとえばHTML、テキストで書かれているようなものにつきましては、オンライン資料の定義から外れますので、この図でいいますと、御指摘のとおり、民間でやっているとすれば、民間のウェブサイト情報ということになります。

委員：そうすると、今のままですと、インターネット資料収集制度の中で、キャプチャか何かしていかなかったら、どんどん消えていく作品群だということになります。今の制度上でもそのウェブサイト、投稿サイト運営団体の御理解をいただいて、国立国会図書館の方でキャプチャしていいよというふうになれば収集できるという理解でいいですか。

事務局：はい、そうです。民間のウェブサイトにつきましては、制度的な収集ではなく許諾による収集という方法で収集することができます。委員がおっしゃるとおり、その許諾を得て、WARP、インターネット資料収集保存事業の方で収集していくことは可能です。

委員：分かりました。投稿サイトにある膨大な作品群は図書じゃないということですね。ファイルフォーマット上はHTMLなので、この枠組みの中ではウェブ情報になるということで理解しました。では、積極的にWARPの方で保存させていただくような提案をしていくという可能性はありますか。

事務局：先方から国会図書館に対して保存してくださいとのお願いをいただけるということでしょうか。

委員：いや、そういうような世論を高めてもよいのかなど。向こうから言ってくれなかったら国会図書館側は動かないということではなく、この膨大な作品群が失われていることの問題というのを考えておいた方がよいのかと思ったものです。ちなみに、ざっと数えると、投稿サイトで投稿されてから紙の出版物になったのは既に1万点を超えています。現在、流通する数十万点という作品群の中からすると一部ですが、1万点という書籍化されたクオリティのある小説のオリジナルが、もともと投稿サイトに投稿されていて、それが読まれない状態になっていく。もしかすると、その後、大活躍した作家の処女作は投稿サイトのもので、もう読めなくなっているという事態も考えられます。これは何かやはり積極的な保存という道を考えていただけないかなと思った次第です。

会長：ありがとうございました。収集範囲や、それぞれ出てきた事例における関係の整序等、色々な課題があるかと思いますが、引き続き中長期的な観点も含めて議論していければと考えます。他にいかがでしょうか。よろしいですか。はい、そうしましたら、次に進ませていただきます。

【会次第3 今後の日程について】

会長：会次第3、今後の日程について、事務局から説明をお願いします。

総務部長・収集書誌部長兼務：今後の日程につきまして御説明申し上げます。まず、有償等オンライン資料の制度収集に向けては、本日、進捗を御報告したところでございますが、引き続き、着実に準備を行ってまいります。

次の審議会は、次年度の第2四半期頃を予定しております。また具体的な日程につきましては事務局から改めて御相談させていただきます。以上です。

会長：ただ今の、今後の日程について、何か御質問等がありますか。よろしいですか。予定されている議題や報告は以上で終了いたしました。なお何か御意見・御質問等がございますか。

委員：短く一つだけよろしいですか。

会長：どうぞ。

委員：最近出ている出版物の中で、いわゆる NFT という技術で電子的な付録がついているものが増えてきていると思うのですが、こちらに対して収集方針というようなことで、いま検討していらっしゃる、あるいは実際にしていらっしゃるがありましたら、教えてください。

総務部長・収集書誌部長兼務：委員のおっしゃられる NFT、ブロックチェーンに類したもののなのですが、正直に申し上げて、集めた後の利用が非常に難しいので、図書館で利用できないものは今の段階では手出しが難しいかとは思っております。まずフォーマットとして該当するものではないのですが、付録という形で存在していることについては認識しております。これも、今後研究が必要な分野かと思っております。事務局から何か補足はありますか。

事務局：おっしゃるとおり、つい最近もそのような事例が報告され、担当から相談を受けているところです。今申し上げたとおり、利用が難しいというのと、基本的に付録であるというところ、本体ではなくて、本体は紙だったり電子だったりするのですけれども、付録というものが現状では多いというところから、今のところ収集対象にはならないかと思っているところです。ただし、今後どう展開していくのか分からない部分ですので、引き続き研究は続けていきたいと考えております。

委員：ありがとうございました。

会長：色々な存在形態が出てくるということで、また引き続き議論できればと考えております。それでは、事務局からは何かございますか。よろしいですか。

【閉会】

会長：それでは、以上をもちまして、第36回納本制度審議会の会次第はすべて終了いたしました。御協力に感謝いたします。なかなか第六波が落ち着きませんので、引き続き御健勝のほどお祈りいたします。

本日はこれにて散会といたします。どうもありがとうございました。

(12時00分終了)

納本制度審議会答申「オンライン資料の制度収集を行うに当たって
補償すべき費用の内容について」の概要

納本制度審議会答申「オンライン資料の制度収集を行うに当たって補償すべき費用の内容について」の概要は、以下のとおりである。

1 収集対象

- 収集対象となる有償等オンライン資料を規定するための外形基準は現行制度を踏襲するが¹、オンライン資料全般について出版流通状況の変化等に応じて不断に見直すことが重要である。
- 市場において DRM が付された状態で流通しているオンライン資料についても、DRM が付されていない状態のファイルを収集する。
- 同一内容が複数フォーマットで流通している場合、代表的バージョンを優先的に収集する運用が考えられる。

2 収集除外

- 営利企業で構成される組織が運営するリポジトリを、国立国会図書館法その他の適用法規の定めるところにより収集対象から除くことができるもの²と認定するには、長期継続性、利用の担保、コンテンツの保全の観点であらかじめ確認し、コンテンツの散逸防止やメタデータ連携についても覚書等により担保する必要がある。

3 利用等

- 有形の図書館資料と同等の利用（同時アクセス制御のうえ館内閲覧、著作権法で認められる範囲内のプリントアウト）であれば、出版ビジネスの阻害や権利侵害には当たらない。
- 出版業界には、将来的な利用拡大、特に外部送信に対する懸念や不安がある。
- 関係する権利者の利益保護と一般利用者の利便性向上という両面への配慮が必要である。
- 有形・無形を問わずに日本国内で発行された出版物を統合的に検索する仕組みやアクセシビリティへの配慮が必要である。

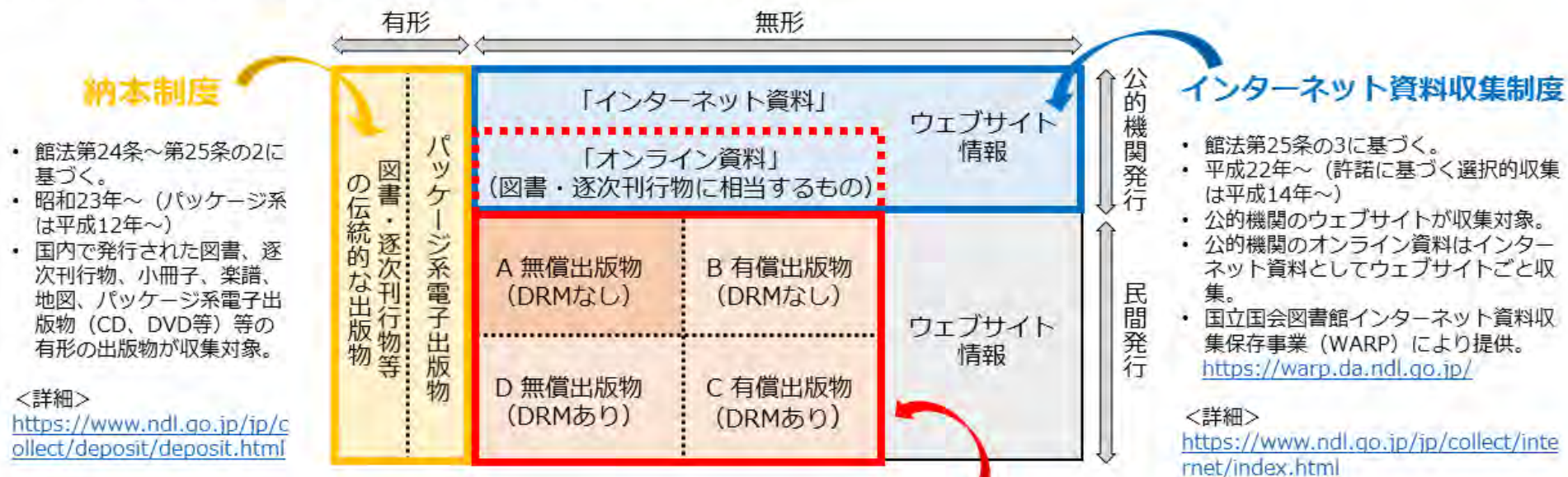
4 補償

- ファイル本体について、提供するための複製費用は軽微であり、また、有形の図書館資料と同等の利用を前提とすれば特別な経済的損失は発生しないため、補償を要しない。
- 提供に係る手続費用についても、最小限の作業（メタデータ付与、送信等）に限れば軽微であり、また、DRM が付される前のファイル提供を前提とすれば DRM 解除に係る特別な作業は発生しないため、補償を要しない。
- 記録媒体に格納して送付する場合の媒体費用と送料については、補償が必要である。
- 制度収集の実効性を高めるためには、金銭的補償にこだわらず、政策的補償に相当するインセンティブが必要である。著作の真正性の証明、データバックアップ機能、統合的検索サービスから本文情報へのナビゲートがインセンティブとして期待される。

¹ 特定のコード（ISBN、ISSN、DOI）が付与されているもの又は特定のフォーマット（PDF、EPUB、DAISY）で記録されているものを、収集対象としている。

² 長期間にわたり継続して公衆に利用可能とすることを目的とし、特段の事情なく消去されないと認められるものは、収集対象から除かれる。また、機密扱いのもの、簡易なもの、既に収集済のオンライン資料と内容に増減・変更がないもの、申込み・承諾等の事務が目的であるもの、紙の図書・雑誌と同一版面である旨の申出があったもの（申出があり、確認された場合のみ）も、収集対象から除かれる。

<国立国会図書館法に規定する制度に基づく資料収集イメージ図>



<参考>

制度に基づく収集以外にも、購入や寄贈等の手段により選択的に収集している。

例)

- 古典籍、政治史料、外国で発行された資料等
- 民間のウェブサイト（公益法人、私立大学、政党、国際的・文化的イベント関連、東日本大震災関連等のウェブサイトを中心に許諾が得られたものを収集し、WARPにより提供）
- 有償オンライン資料（学協会のオンライン資料を中心に許諾が得られたものを収集し、国立国会図書館デジタルコレクションにより提供）

国立国会図書館法（抄）

（昭和二十三年二月九日法律第五号）

改正

昭和二十四年	六月	六日法律第九十四号
同	三十年	一月二十八日同 第三号
平成	六年	七月 一日同 第八十二号
同	十一年	四月 七日同 第三十一号
同	十二年	四月 七日同 第三十七号
同	十四年	三月三十一日同 第六号
同	十六年	十二月 一日同 第四百四十五号
同	十七年	四月 十三日同 第二十七号
同	十七年	七月 六日同 八十二号
同	十七年	十月二十一日同 百二号
同	十九年	三月三十一日同 十号
同	十九年	三月三十一日同 十六号
同	十九年	六月 六日同 七十六号
同	十九年	六月 十三日同 八十二号
同	十九年	六月 二十七日同 百号
同	二十年	四月二十五日同 二十号
同	二十一年	三月三十一日同 十号
同	二十一年	七月 十日同 七十三号
同	二十三年	五月 二日同 三十九号
同	二十四年	六月二十二日同 三十二号
同	二十六年	五月二十一日同 四十号
同	二十八年	五月 十八日同 四十号
同	二十八年	十一月二十八日同 八十九号
令和	四年	五月二十七日同 五十四号
同	四年	六月 一日同 五十七号

第一章 設立及び目的

（略）

第二条 国立国会図書館は、図書及びその他の図書館資料を蒐集し、国会議員の職務の遂行に資するとともに、行政及び司法の各部門に対し、更に日本国民に対し、この法律に規定する図書館奉仕を提供することを目的とする。

（略）

第八章 一般公衆及び公立その他の図書館に対する奉仕

第二十一条 国立国会図書館の図書館奉仕は、直接に又は公立その他の図書館を経由して、両議院、委員会及び議員並びに行政及び司法の各部門からの要求を妨げない限り、日本国民がこれを最大限に享受することができるようにしなければならない。この目的のために、館長は次の権能を有する。

- 一 館長の定めるところにより、国立国会図書館の収集資料及びインターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて閲覧の提供を受けた図書館資料と同等の内容を有する情報を、国立国会図書館の建物内で若しくは図書館相互間の貸出で、又は複写若しくは展示によつて、一般公衆の使用及び研究の用に供する。かつ、時宜に応じて図書館奉仕の改善上必要と認めるその他の奉仕を提供する。

（略）

第十章 国、地方公共団体、独立行政法人等による出版物の

納入

第二十四条 国の諸機関により又は国の諸機関のため、次の各号の

いずれかに該当する出版物（機密扱いのもの及び書式、ひな形その他簡易なものを除く。以下同じ。）が発行されたときは、当該機関は、公用又は外国政府出版物との交換その他の国際的交換の用に供するために、館長の定めるところにより、三十部以下の部数を直ちに国立国会図書館に納入しなければならない。

一 図書

二 小冊子

三 逐次刊行物

四 楽譜

五 地図

六 映画フィルム

七 前各号に掲げるもののほか、印刷その他の方法により複製した文書又は図画

八 蓄音機用レコード

九 電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法により文字、映像、音又はプログラムを記録した物

② 次に掲げる法人により又はこれらの法人のため、前項に規定する出版物が発行されたときは、当該法人は、同項に規定する目的のため、館長の定めるところにより、五部以下の部数を直ちに国立国会図書館に納入しなければならない。

一 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人

二 国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人又は同条第三項に規定する大学共同利用機関法人

三 特殊法人等（法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に關し行政官庁の認可を要する法人をいう。以下同じ。）のうち、別表第一に掲げるもの

③ 前二項の規定は、前二項に規定する出版物の再版についてもこれを適用する。ただし、その再版の内容が初版又は前版の内容に比し増減又は変更がなく、かつ、その初版又は前版がこの法律の規定により前に納入されている場合においては、この限りでない。

第二十四条の二 地方公共団体の諸機関により又は地方公共団体の

諸機関のため、前条第一項に規定する出版物が発行されたときは、当該機関は、同項に規定する目的のため、館長の定めるところにより、都道府県又は市（特別区を含む。以下同じ。）（これらに準ずる特別地方公共団体を含む。以下同じ。）の機関にあつては五部以下の部数を、町村（これに準ずる特別地方公共団体を含む。以下同じ。）の機関にあつては三部以下の部数を、直ちに国立国会図書館に納入するものとする。

② 次に掲げる法人により又はこれらの法人のため、前条第一項に規定する出版物が発行されたときは、当該法人は、同項に規定する目的のため、館長の定めるところにより、都道府県又は市が設立した法人その他の都道府県又は市の諸機関に準ずる法人にあつては四部以下の部数を、町村が設立した法人その他の町村の諸機関に準ずる法人にあつては二部以下の部数を、直ちに国立国会図書館に納入するものとする。

一 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四条第一項に規定する港務局

二 地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第二百二十四号）第一条に規定する地方住宅供給公社

三 地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）第一条に規定する地方道路公社

四 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）第十条第一項に規定する土地開発公社

五 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人

六 特殊法人等のうち、別表第二に掲げるもの

③ 前条第三項の規定は、前二項の場合に準用する。

第十一章 その他の者による出版物の納入

第二十五条 前二条に規定する者以外の者は、第二十四条第一項に規定する出版物を発行したときは、前二条の規定に該当する場合

を除いて、文化財の蓄積及びその利用に資するため、発行の日から三十日以内に、最良版の完全なものを一部を国立国会図書館に納入しなければならぬ。但し、発行者がその出版物を国立国会図書館に寄贈若しくは遺贈したとき、又は館長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

② 第二十四条第三項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、同条第三項中「納入」とあるのは「納入又は寄贈若しくは遺贈」と読み替えるものとする。

③ 第一項の規定により出版物を納入した者に対しては、館長は、その定めるところにより、当該出版物の出版及び納入に通常要すべき費用に相当する金額を、その代償金として交付する。

第二十五条の二 発行者が正当の理由がなくて前条第一項の規定による出版物の納入をしなかつたときは、その出版物の小売価額（小売価額のないときはこれに相当する金額）の五倍に相当する金額以下の過料に処する。

② 発行者が法人であるときは、前項の過料は、その代表者に対し科する。

第十一章の二 国、地方公共団体、独立行政法人等のインターネット資料の記録

第二十五条の三 館長は、公用に供するため、第二十四条及び第二十四条の二に規定する者が公衆に利用可能とし、又は当該者がインターネットを通じて提供する役務により公衆に利用可能とされ

たインターネット資料（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法により記録された文字、映像、音又はプログラムであつて、インターネットを通じて公衆に利用可能とされたものをいう。以下同じ。）を国立国会図書館の使用に係る記録媒体に記録することにより収集することができる。

② 第二十四条及び第二十四条の二に規定する者は、自らが公衆に利用可能とし、又は自らがインターネットを通じて提供する役務により公衆に利用可能とされているインターネット資料（その性質及び公衆に利用可能とされた目的にかんがみ、前項の目的の達成に支障がないと認められるものとして館長の定めるものを除く。次項において同じ。）について、館長の定めるところにより、館長が前項の記録を適切に行うために必要な手段を講じなければならない。

③ 館長は、第二十四条及び第二十四条の二に規定する者に対し、当該者が公衆に利用可能とし、又は当該者がインターネットを通じて提供する役務により公衆に利用可能とされたインターネット資料のうち、第一項の目的を達成するため特に必要があるものとして館長が定めるものに該当するものについて、国立国会図書館に提供するよう求めることができる。この場合において、当該者は、正当な理由がある場合を除き、その求めに応じなければならない。

第十一章の三 オンライン資料の記録

第二十五条の四 第二十四条及び第二十四条の二に規定する者以外の者は、オンライン資料（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法により記録された文字、映像、音又はプログラムであつて、インターネットその他の送信手段により公衆に利用可能とされ、又は送信されるものうち、図書又は逐次刊行物（機密扱いのもの及び書式、ひな形その他簡易なものを除く。）に相当するものとして館長が定めるものをいう。以下同じ。）を公衆に利用可能とし、又は送信したときは、前条の規定に該当する場合を除いて、文化財の蓄積及びその利用に資するため、館長の定めるところにより、当該オンライン資料を国立国会図書館に提供しなければならない。

② 前項の規定は、次の各号に掲げる場合には、適用しない。

- 一 館長が、第二十四条及び第二十四条の二に規定する者以外の者から、当該者が公衆に利用可能とし、又は送信したオンライン資料を、前項の規定による提供を経ずに、館長が国立国会図書館の使用に係る記録媒体に記録することを求める旨の申出を受け、かつ、これを承認した場合
- 二 オンライン資料の内容がこの条の規定により前に収集されたオンライン資料の内容に比し増減又は変更がない場合
- 三 オンライン資料の性質及び公衆に利用可能とされ、又は送信された目的に鑑み前項の目的の達成に支障がないと館長が認め

た場合

四 その他館長が特別の事由があると認められた場合

③ 館長は、第一項の規定による提供又は前項第一号の承認に係るオンライン資料を国立国会図書館の使用に係る記録媒体に記録することにより収集することができる。

④ 第一項の規定によりオンライン資料を提供した者（以下この項において「提供者」という。）に対しては、館長は、その定めるところにより、同項の規定による提供に関し通常要すべき費用に相当する金額を交付する。ただし、提供者からその交付を要しない旨の意思の表明があつた場合は、この限りでない。

(略)

附 則（平成十二年四月七日法律第三十七号）抄

(略)

2 この法律による改正後の国立国会図書館法第二十四条第一項第六号に該当する出版物については、当分の間、館長の定めるところにより、同条から第二十五条までの規定にかかわらず、その納入を免ずることができる。

(略)

附 則（平成十六年十二月一日法律第四百十五号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十七年一月一日から施行する。「以下略」

(経過措置)

第二条 この法律の施行前に発行された出版物の納入については、なお従前の例による。

(略)

附 則（平成十七年七月六日法律第八十二号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。「以下略」

附 則（平成十七年十月二十一日法律第二百二号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、郵政民営化法の施行の日から施行する。「以下略」

(施行の日)平成十九年十月一日)

附 則（平成十九年三月三十一日法律第十号）

1 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。「以下略」

2 この法律の施行前に国立国会図書館が寄贈又は遺贈を受けた出版物に係るこの法律による改正前の国立国会図書館法第二十五条第四項に規定する全日本出版物の目録であつて出版されたものの送付については、なお従前の例による。

附 則（平成十九年三月三十一日法律第十六号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条、附則第四条第一項及び第五項、附則第五条から第十

二条まで並びに附則第十三条第二項から第四項までの規定 平成十九年十月一日

二 「略」

附 則 (平成十九年六月六日法律第七十六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。〔以下略〕

(政令で定める日) 平成二十年一月一日

附 則 (平成十九年六月十三日法律第八十二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条並びに附則第七条、第八条、第十六条、第二十一条から第二十四条まで、第二十九条、第三十一条、第三十三条、第三十五条及び第三十七条の規定 平成二十年一月三十一日まで
- の間において政令で定める日

(政令で定める日) 平成十九年十月一日

- 二 第四条並びに附則第十四条、第十五条、第十七条、第二十五条から第二十八条まで、第三十条、第三十二条、第三十四条、第三十六条及び第三十八条の規定 平成二十年四月三十日まで
- の間において政令で定める日

(政令で定める日) 平成二十年四月一日

附 則 (平成十九年六月二十七日法律第百号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(政令で定める日) 平成十九年八月十日

(旧法の効力)

第二条 この法律による廃止前の総合研究開発機構法(以下「旧法」という。)の規定による総合研究開発機構であつてこの法律の施行の際現に存するもの(以下「機構」という。)については、旧法(第三条、第四条第二項から第六項まで及び第二章の規定を除く。以下同じ。)の規定は、この法律の施行の日から機構が解散をする場合にあつてはその清算結了の登記の時、次条に規定する組織変更をする場合にあつてはその組織変更の効力が生ずる時までの間(以下「旧法適用期間」という。)は、なおその効力を有する。

(国立国会図書館法等の一部改正に伴う経過措置)

第三十四条 附則第三十一条及び附則第三十二条の規定による改正前の次に掲げる法律の規定は、旧法適用期間中は、なおその効力を有する。

- 一 国立国会図書館法別表第一総合研究開発機構の項

二〇八 「略」

附 則 (平成二十年四月二十五日法律第二十号)

この法律は、平成二十年十月一日から施行する。ただし、別表第一日本中央競馬会の項の次に一項を加える改正規定は日本年金機構

法（平成十九年法律第九号）の施行の日から、別表第二の改正規定は公布の日から施行する。

（施行の日）平成二十二年一月一日）

附 則（平成二十一年三月三十一日法律第十号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、第五条並びに附則第五条第三項から第六項まで及び第七条から第十五条までの規定は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（政令で定める日）平成二十一年六月一日）

附 則（平成二十一年七月十日法律第七十三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律による改正後の国立国会図書館法第二十五条の第三項の規定は、この法律の施行の際現に公衆に利用可能とされている同条第一項のインターネット資料及びこの法律の施行後に公衆に利用可能とされた同項のインターネット資料について適用する。

附 則（平成二十三年五月二日法律第三十九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第五条第一

項及び第四十七条並びに附則第二十二条から第五十一条までの規定は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則（平成二十四年六月二十二日法律第三十二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十五年七月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は、公布の日から施行する。

（提供の免除）

第二条 この法律による改正後の国立国会図書館法（次条において「新法」という。）第二十五条の四第一項に規定するオンライン資料のうち有償で公衆に利用可能とされ、又は送信されるもの及び技術的制限手段（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法によりオンライン資料の閲覧又は記録を制限する手段であつて、オンライン資料の閲覧若しくは記録のために用いられる機器（以下「閲覧等機器」という。）が特定の反応をする信号をオンライン資料とともに記録媒体に記録し、若しくは送信する方式又は閲覧等機器が特定の変換を必要とするようオンライン資料を変換して記録媒体に記録し、若しくは送信する方式によるものをいう。）が付されているものについては、当分の間、館長の定めるところにより、同項の規定にかかわらず、その提供を免ずることができる。

（経過措置）

第三条 新法第二十五条の四第一項の規定は、この法律の施行後に

公衆に利用可能とされ、又は送信された同項に規定するオンライン資料について適用する。

附 則（平成二十六年五月二十一日法律第四十号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。〔以下略〕

（政令で定める日）平成二十六年八月十八日

附 則（平成二十七年七月十七日法律第五十九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。〔以下略〕

附 則（平成二十八年五月十八日法律第四十号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。〔以下略〕

（政令で定める日）平成二十八年十月一日

附 則（平成二十八年十一月二十八日法律第八十九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一章、第三章、第百三条、第百六条、第百七条、第百十条（第八十条（第八十六条及び第八十八条第二項において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）、第百十二条（第十二号に係る部分に限る。）、第百十

四条及び第百十五条の規定並びに附則第五条から第九条まで、第十一条、第十四条から第十七条まで、第十八条（登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）別表第三の改正規定に限る。）、第二十条から第二十三条まで及び第二十六条の規定は、公布の日から施行する。

附 則（令和四年五月二十七日法律第五十四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。〔以下略〕

（政令で定める日）令和四年六月十七日

附 則（令和四年六月一日法律第五十七号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。〔以下略〕

別表第一（第二十四条関係）

名称	根拠法
沖縄振興開発金融公庫	沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）
外国人技能実習機構	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）
株式会社国際協力銀行	株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）

別表第二（第二十四条の二関係）

名称	根拠法
株式会社日本政策金融公庫	株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）
株式会社日本貿易保険	貿易保険法（昭和二十五年法律第六十七号）
原子力損害賠償・廃炉等支援機構	原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成二十三年法律第九十四号）
使用済燃料再処理機構	原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律（平成十七年法律第四十八号）
日本銀行	日本銀行法（平成九年法律第八十九号）
日本司法支援センター	総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）
日本私立学校振興・共済事業団	日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）
日本中央競馬会	日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）
日本年金機構	日本年金機構法（平成十九年法律第百九号）
農水産業協同組合貯金保険機構	農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）
預金保険機構	預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）
地方競馬全国協会	競馬法（昭和二十三年法律第一百五十八号）
地方公共団体金融機構	地方公共団体金融機構法（平成十九年法律第六十四号）
地方公共団体情報シス	地方公共団体情報システム機構法

テム機構	（平成二十五年法律第二十九号）
地方税共同機構	地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）
日本下水道事業団	日本下水道事業団法（昭和四十七年法律第四十一号）

（注）第十八条及び第三十条の条文中の「々」は、二の字点を置き換えたものである。

納本制度審議会規程

(平成九年一月二十二日国立国会図書館規程第一号)

改正 平成 十一年 四月 一日国立国会図書館規程第二号

同 二十年 四月 一日同 第二号

同 二十五年 五月 三十日同 第一号

(目的及び設置)

第一条 国立国会図書館法(昭和二十三年法律第五号。以下「法」という。)第十章及び第十一章に規定する出版物の納入に関する制度、法第十一章の二に規定するインターネット資料の記録に関する制度並びに法第十一章の三に規定するオンライン資料の記録に関する制度(以下「納本制度等」という。)の改善及びその適正な運用に資するため、国立国会図書館に、納本制度審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第二条 審議会は、国立国会図書館長(以下「館長」という。)の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- 一 納本制度等に関する重要事項
 - 二 法第二十五条第三項に規定する代償金の額及び法第二十五条の四第四項に規定する金額に関する事項
- 2 審議会は、前項各号に掲げる事項に関し、館長に意見を述べることができる。

(組織)

第三条 審議会は、委員二十人以内で組織する。

(委員)

- 第四条** 委員は、学識経験のある者のうちから、館長が委嘱する。
- 2 委員の委嘱期間は、二年とし、再委嘱されることを妨げない。ただし、補欠の委員の委嘱期間は、前委員の残存期間とする。
- 3 委員は、非常勤とする。

(会長)

- 第五条** 審議会に、会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(専門委員)

第六条 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、館長が委嘱する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱されるものとする。
- 4 専門委員は、非常勤とする。

(部会)

第七条 審議会に、その所掌事務に係る事項のうち、第二条第一項第二号に掲げる事項を担当させるため、代償金部会(以下「部会」

という。)を置く。

2 部会に属すべき委員は、館長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

第八条 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(議事)

第九条 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

2 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 前二項の規定は、部会の議事に準用する。

(庶務)

第十条 審議会の庶務は、国立国会図書館収集書誌部において処理する。

(雑則)

第十一条 この規程に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則 抄

1 この規程は、平成九年一月二十二日から施行する。

附 則 (平成十一年四月一日国立国会図書館規程第二号) 抄

1 この規程は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十年四月一日国立国会図書館規程第二号) 抄

(施行期日)

1 この規程は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十五年五月三十日国立国会図書館規程第一号) 抄

(施行期日)

1 この規程は、改正法の施行の日から施行する。

(施行の日) 平成二十五年七月一日

納本制度審議会議事運営規則

(平成十一年六月七日制定)

改正 平成 十五年三月 十三日

同 二十一年十月 十三日

同 二十五年七月二十三日

(招集)

第一条 納本制度審議会(以下「審議会」という。)は、会長が招集する。

(議事)

第二条 会長は、審議会の議長となり、議事を整理する。

第三条 発言しようとする者は、議長の許可を受けなければならない。
い。

第四条 動議は、賛成者がなければ議題とすることができない。

第五条 審議会は、議事に関し必要があると認めるときは、専門委員を審議会に出席させ、当該専門事項に関し意見を求めることができる。

(部会)

第六条 代償金部会(以下「部会」という。)は、部会長が招集する。

第七条 国立国会図書館法(昭和二十三年法律第五号)第二十五条第三項に規定する代償金の額及び同法第二十五条の四第四項に規

定する金額に関する事項については、会長は、これを部会に付託するものとする。

第八条 前条の場合においては、部会の議決をもって審議会の議決とする。ただし、会長が重要であると認めるときは、この限りでない。

第九条 部会長は、部会における調査審議の経過及び議決を次の審議会に報告するものとする。

(小委員会)

第十条 会長は、特定の事項を調査審議するため必要があると認めるときは、審議会に小委員会を置くことができる。

2 小委員会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 小委員会に小委員長を置き、その小委員会に属する委員のうちから、会長がこれを指名する。

第十一条 小委員会は、小委員長が招集する。

第十二条 小委員長は、小委員会における調査審議の経過及び結果を審議会に報告するものとする。

(準用)

第十三条 第二条から第四条までの規定は、部会及び小委員会の会議に準用する。

(議事録)

第十四条 会長は、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を調整する。

一 審議会の開催日時及び場所

二 出席した委員の氏名

三 議題

四 議事の概要

五 その他必要な事項

第十五条 議事録は、国立国会図書館収集書誌部収集・書誌調整課において作成する。

(議事録等の公開)

第十六条 議事録その他審議会の資料については、原則として、公開するものとする。

(雑則)

第十七条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他運営に
関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

1 この規則は、平成十一年六月七日から施行する。

2 納本制度調査会議事運営規則(平成九年三月三日納本制度調査
会決定)は、廃止する。

国立国会図書館法によるオンライン資料の記録に関する規程

(平成二十五年五月三十日国立国会図書館規程第一号)

(オンライン資料)

第一条 国立国会図書館法(昭和二十三年法律第五号。以下「法」という。)第二十五条の四第一項に規定する館長が定めるものは、次に掲げるもの(機密扱いのもの及び書式、ひな形その他簡易なもの並びに次条に規定する方法により提供することができないものを除く。)とする。

- 一 公衆に利用可能とし、又は送信する際に、図書若しくは逐次刊行物の流通のために使用されるコード(特定の図書又は逐次刊行物を識別するための番号、記号その他の符号をいう。以下同じ。)又は当該コードに類するものであって館長が定めるものが付与されているもの
- 二 文字、図形等を結合し、閲覧、複製及び頒布に適した形で記録することを主な目的とする記録方式として館長が定めるものにより記録されているもの(目次、索引その他のこれに附帯するものを含む。)

(提供の方法)

第二条 法第二十五条の四第一項の規定により法第二十四条及び第

二十四条の二に規定する者以外の者が同項のオンライン資料(以下単に「オンライン資料」という。)を国立国会図書館に提供する方法是、次のいずれかの方法とする。

- 一 オンライン資料及び当該オンライン資料の題名、作成者その他のオンライン資料を識別するために必要な情報として館長が定めるもの(以下「メタデータ」という。)を、国立国会図書館が提供する送信用情報システムを利用して送信する方法
- 二 オンライン資料及び当該オンライン資料のメタデータを、館長が定める記録媒体に、館長が定める記録方式により記録し、郵送する方法

(収集目的の達成に支障がない場合)

第三条 法第二十五条の四第二項第三号に規定する館長が認めた場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 オンライン資料が当該オンライン資料を公衆に利用可能とし、又は送信した者の事務に係る申込み、承諾等をし、又は受けることを目的とするものである場合
- 二 オンライン資料が前に納入された図書又は逐次刊行物と同一の版面で構成されるものであることにつき、当該オンライン資料を公衆に利用可能とし、又は送信した者の申出を受け、館長が確認した場合
- 三 オンライン資料が長期間にわたり継続して公衆に利用可能とすることを目的としているものであって、かつ、特段の事情な

く消去されないと認められるものである場合

(法第二十五条の四第四項に規定する金額の決定手続)

第四条 法第二十五条の四第四項に規定する金額は、館長が、納本制度審議会に諮問し、決定する。

(提供の免除)

第五条 オンライン資料のうち有償で公衆に利用可能とされ、又は送信されるもの及び国立国会図書館法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第三十二号。以下「改正法」という。)附則第二条に規定する技術的制限手段が付されているものについては、当分の間、その提供を免ずる。

(公示)

第六条 館長は、第一条第一号のコード及び当該コードに類するもの、同条第二号の記録方式、第二条第一号の情報、同条第二号の記録媒体及び記録方式並びに第四条第一項の金額を定めたときは、官報により公示するものとする。

(委任)

第七条 この規程に定めるもののほか、オンライン資料の記録に關し必要な事項は、館長が定める。

附 則 抄

(施行期日)

1 この規程は、改正法の施行の日から施行する。

(施行の日)平成二十五年七月一日

(法第二十五条の四第四項に規定する金額の決定手続に関する特

例)

2 この規程の施行後初めて、館長が法第二十五条の四第四項に規定する金額を決定する場合には、第四条の規定にかかわらず、納本制度審議会に諮問することを要しない。

国立国会図書館法第二十五条の四第四項に規定する

金額等に関する件

(平成二十五年五月三十日国立国会図書館告示第一号)

改正	平成二十六年六月	十八日国立国会図書館告示第一号
	同 二十七年六月	九日同 第一号
	同 二十八年五月三十一日同	第二号
	同 二十九年六月	一日同 第一号
	同 三十年五月	三十日同 第二号
	令和 元年七月	一日同 第一号
	同 四年六月	一日同 第二号

(国立国会図書館法第二十五条の四第四項に規定する金額)

1 国立国会図書館法(昭和二十三年法律第五号)第二十五条の四第四項に規定する金額は、国立国会図書館法によるオンライン資料の記録に関する規程(平成二十五年国立国会図書館規程第一号。以下「規程」という。)第二条第一号に規定する方法による提供については零とし、同条第二号に規定する方法による提供については次に掲げる金額の合計額とする。

一 記録媒体の購入に要する金額 記録媒体一点につき九十二円

(規程第一条第一号のコード)

2 規程第一条第一号のコードは、次のとおりとする。

一 産業標準化法(昭和二十四年法律第八十五号)に基づく日

本産業規格(以下「日本産業規格」という。)X〇三〇五で定める国際標準図書番号

二 日本産業規格X〇三〇六で定める国際標準逐次刊行物番号

三 国際標準化機構の規格第二六三二四号で定めるデジタルオブ

ジェクトアイデンティファイアー

(規程第一条第二号の記録方式)

3 規程第一条第二号の記録方式は、次のとおりとする。

一 P D F方式

二 E P U B方式

三 D A I S Y方式

(規程第二条第一号の情報)

4 規程第二条第一号の情報は、次のとおりとする。

一 題名

二 作成者

三 出版者(オンライン資料を公衆に利用可能とし、又は送信した者をいう。)

四 出版日(オンライン資料を公衆に利用可能とし、又は送信した日をいう。)

五 オンライン資料に複数の版が存在する場合は、版に関する情

報

六 オンライン資料が規程第一条第一号に掲げるものである場合は、同号に規定するコードの情報は、同号に規定するコードの情報

七 オンライン資料がハイパーテキストトランスファープロトコルにより公衆に利用可能とされた場合は、ユニフォームリソースロケータ

(規程第二条第二号の記録媒体)

5 規程第二条第二号の記録媒体は、日本産業規格X六二四九に適合する直径百二十ミリメートルのディスクとする。

(規程第二条第二号の記録方式)

6 規程第二条第二号の記録方式は、ボリューム及びファイル構成については、日本産業規格X〇六〇六、X〇六〇七又はX〇六〇九で定める方式とし、記録媒体への記録を完了した時には、日本産業規格X六二四九で定めるファイナライズの処理を行い、追記不可の状態とするものとする。

附 則

この告示は、平成二十五年七月一日から施行する。

附 則 (平成二十六年六月十八日国立国会図書館告示第一号)

1 この告示は、平成二十六年六月十八日から施行する。

2 この告示による改正後の国立国会図書館法第二十五条の四第四項に規定する金額等に関する件第一項第一号の規定は、平成二十六年六月十八日以後に受理した記録媒体について適用し、同日前に受理した記録媒体については、なお従前の例による。

附 則 (平成二十七年六月九日国立国会図書館告示第一号)

1 この告示は、平成二十七年六月九日から施行する。

2 この告示による改正後の国立国会図書館法第二十五条の四第四項に規定する金額等に関する件第一項第一号の規定は、平成二十七年六月九日以後に受理した記録媒体について適用し、同日前に受理した記録媒体については、なお従前の例による。

附 則 (平成二十八年五月三十一日国立国会図書館告示第二号)

1 この告示は、平成二十八年五月三十一日から施行する。

2 この告示による改正後の国立国会図書館法第二十五条の四第四項に規定する金額等に関する件第一項第一号の規定は、この告示の施行の日以後に受理した記録媒体について適用し、同日前に受理した記録媒体については、なお従前の例による。

附 則 (平成二十九年六月一日国立国会図書館告示第一号)

1 この告示は、平成二十九年六月一日から施行する。

2 この告示による改正後の国立国会図書館法第二十五条の四第四項に規定する金額等に関する件第一項第一号の規定は、この告示の施行の日以後に受理した記録媒体について適用し、同日前に受理した記録媒体については、なお従前の例による。

附 則 (平成三十年五月三十日国立国会図書館告示第二号)

1 この告示は、平成三十年五月三十日から施行する。

2 この告示による改正後の国立国会図書館法第二十五条の四第四項に規定する金額等に関する件第一項第一号の規定は、この告示の施行の日以後に受理した記録媒体について適用し、同日前に受理した記録媒体については、なお従前の例による。

附 則（令和元年七月一日国立国会図書館告示第一号）

- 1 本件は、令和元年七月一日から施行する。
- 2 この告示による改正後の国立国会図書館法第二十五条の四第四項に規定する金額等に関する件第一項第一号の規定は、この告示の施行の日以後に受理した記録媒体について適用し、同日前に受理した記録媒体については、なお従前の例による。

附 則（令和四年六月一日国立国会図書館告示第二号）

- 1 この告示は、令和四年六月一日から施行する。
- 2 この告示による改正後の国立国会図書館法第二十五条の四第四項に規定する金額等に関する件第一項第一号の規定は、この告示の施行の日以後に受理した記録媒体について適用し、同日前に受理した記録媒体については、なお従前の例による。

国立国会図書館法第二十五条の規定により納入する 出版物の代償金額に関する件

(昭和五十年一月三十日国立国会図書館告示第一号)

改正	昭和五十六年	十月二十七日	国立国会図書館告示第一号		
	同	五十七年十二月二十八日	同		
	同	五十七年十二月二十八日	同		
	平成	十一年	三月二十四日	同	
	同	十二年	九月二十七日	同	
	同	二十三年	十月	十二日	同

1 国立国会図書館法(昭和二十三年法律第五号)第二十五条の規定により納入する出版物の代償金額は、次の各号の区分に従い国立国会図書館の館長が定める金額(当該出版物の出版に通常要すべき費用が当該各号に定める最高の割合の金額を超えるもの、小売価格の表示のないものその他当該各号の規定と異なる取扱いを要すると認めるものについては、その都度納本制度審議会に諮って定める金額)に、当該出版物の納入に要する金額を加算した金額とする。

一 図書(点字版のものを除く)、蓄音機用レコード及びパッケージ系電子出版物(国立国会図書館法第二十四条第一項第九号に該当する出版物をいう。以下この号において同じ。)については、小売価格(パッケージ系電子出版物にあつては、電気通信回線に接続しない状態での使用に係る小売価格)の四割以上六割以下の金額。ただし、蓄音機用レコードについては、小

売価格の四割未満の金額とすることができる。

二 マイクロ写真資料については、小売価格の五割以上七割以下の金額

三 図書、雑誌、新聞その他の出版物で点字版のものについては、小売価格の四割以上八割以下の金額

四 前三号に規定する出版物を除き、雑誌、新聞その他の出版物については、小売価格の四割以上五割以下の金額

2 前項の規定により加算することのできる当該出版物の納入に要する金額は、次の各号に掲げるものとする。

一 送付に要する金額 郵送に要する最低の料金に相当する金額
二 納入の一括代行事務に要する金額 出版物一点につき百五十円以上百七十円以下の範囲内で館長が定める金額

3 前項第二号に規定する金額の加算は、出版物の納入事務を一括して代行する者として館長が指定するものに対して行う。

附則

1 この告示は、昭和五十年一月三十日から施行する。

2 国立国会図書館法第二十五条の規定により納入する出版物の代償金額に関する件(昭和二十四年国立国会図書館告示第一号)は、廃止する。

附則

(昭和五十六年十月二十七日国立国会図書館告示第一号)
この告示は、昭和五十六年十月二十七日から施行する。

附則

(昭和五十七年十二月二十八日国立国会図書館告示第三号)

この告示は、昭和五十八年一月一日から施行する。

附 則（平成十一年三月二十四日国立国会図書館告示第一号）

この告示は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則（平成十二年九月二十七日国立国会図書館告示第四号）

この告示は、平成十二年十月一日から施行する。

附 則（平成二十三年十月十二日国立国会図書館告示第二号）

この告示は、平成二十三年十月十二日から施行する。